大屋敷地区

【協定地区の範囲(網掛け部)】



注)上図協定地区の範囲には、協定に同意されていない方の土地も含まれています。

【所在地】 守山区大屋敷、守山区西城一丁目

【最初の認可】昭和61年5月20日 【最近の認可年月日】平成28年7月14日 【認可番号】28指令住建指第39号

【有効期間】 令和3年7月14日 より 5年間

【用途地域】 第一種中高層住居専用地域、第二種住居地域

【制限の概要】

- 1 委員会が認定するワンルームマンションを禁止する。
- 2 階数は地階を除き3以下とする。
- 3 建築物の高さは、寺社建築物を除き、10m以下とする。
- 4 補強コンクリートブロック造の門、塀の高さは1.7m以下とする。
- 5 敷地内空地の緑化に努める。
- 6 飛散、倒壊の恐れのある建材、器具、雑貨等の野積みの禁止。

●お願い●

建築協定は地元の運営委員会が中心となって運営されていますので、協定地区内とそれに近接する地域(道路を挟んで協定地区に接する敷地も含みます)で建築をする場合は、運営委員会と相談をしていただくようにお願いしています。運営委員会の連絡先については、建築指導課(電話052-972-2918)でご確認ください。